

一般社団法人書芸文化院定款

(平成25年4月1日)

一般社団法人書芸文化院定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人書芸文化院と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本の書道文化及び書美術の向上に関する事業を行い、もってわが国書道文化の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 書道の研究及び調査
- (2) 書道による社会への寄与
- (3) 書道に関連する文化事業への協力
- (4) 日中の書道資料を蒐集した飯島稲太郎（号・春敬）から寄贈を受け、「春敬記念書道文庫」を設立し、これを管理し、書道文化の普及につとめる
- (5) 書道に関する展覧会、講習会及び講演会の開催
- (6) 書道文化の振興に功績の顕著であった者の徳をたたえる
- (7) 書道専攻者の養成
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は東京都において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の行う所定の研究会、講習会の受講を修了し、当法人の目的に賛同する個人
- (2) 準会員 当法人の行う所定の研究会、講習会を受講している個人
- (3) 特別会員 当法人の事業を後援する団体
- (4) 名誉会員 当法人に対し特に功労のあった者のうち、社員総会の議決をもって推薦された個人
- (5) 参与会員 当法人の理事もしくは監事経験者で、理事会の議決をもって推薦された個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会届を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員（名誉会員を除く）は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 前項に基づき会員が納めた金員は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員はいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、当法人に対し1か月以上前に予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員とし

ての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 当法人の社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度5月に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第15条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員の設定)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち3名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

- 4 理事長、及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第24条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務及び権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は理事長とする。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の種類)

第30条 当法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び、将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は基本財産以外の資産とする。ただし、寄付金品であつて、寄付者の指定のあるものはその指定に従う。

(基本財産)

第31条 基本財産は処分し又は担保に供してはならない。ただし当法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び社員総会の決議により、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配禁止）

第35条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第36条 この定款は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、変更することができる。

（解散）

第37条 当法人は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議、その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第38条 当法人が清算する場合において有する残余財産は理事会及び社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する毎日新聞に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第19条の規定にかかわらず、当法人の最初の理事長は飯島春美、常務理事は宇野公容とする。